

財産法の計算原理

— 賣却價值基準と再買價值基準を中心として —

飯野利夫

- 一 はしがき
- 二 財産法の基本問題
- 三 眞實性の原則
- 四 資本方程式の意義
- 五 賣却價值基準
- 六 資産の實在性と負債の網羅性
- 七 ドイツ商法の評價規定
- 八 資本計算原則の損益計算への適用
- 九 再買價值基準

一 はしがき

周知のやうに、企業會計における損益計算の方法には、財産法 (Distanzrechnung) と損益法 (Aufbauendrechnung) との二つがある。前者は二時點、具體的には、

財産法の計算原理

期首と期末の資本 (Kapital, Reinvermögen) を比較して損益を計算するのに對して、後者は利潤の積極的要素たる給付 (Leistung) と消極的要素たる費用 (Aufwand) とを對應させることによつて損益を計算せんとするものである。ここに問題の給付や費用は、具體的には現金の收入もしくは支出をもつてあらはされ、しかも給付および費用を貨幣額をもつてあらはしたものが収益 (revenue) もしくは費用 (cost) であつてみれば、この方法のもとでは收入・支出計算の存在を前提とする。ところが收支計算が正しく行はれるためには、帳簿が必要になる。ここに損益法の特徴がある。

ところが財産法の場合には事情は必ずしもおなじではない。といふのは、財産法における計算要素としての資

本または正味財産とは、具體的には、資産から負債を控除した差額であり、しかもこれらのものは、それぞれの時点における實際在高の實地棚卸と評價によつて把握することが出来るものであつてみれば、この場合には、さきのべた損益法の場合のやうに、帳簿記録とは無關係に損益の計算を行ふことが出来るからである。

本稿では損益計算に關するこれら二つの方法のうち、財産法をめぐる問題の一端について論じてみよう。

二 財産法の基本問題

財産法といふのが、すでにのべたやうに、二つの時点における資本もしくは正味財産の増減額をもつて純損益と考へる方法であつてみれば、この方法のもとでは、正味財産の額を正しく計算することが、ひいては損益を正しく計算することになるのはいふまでもない。ところがこの方法のもとでは、まず資産、負債についてその實際在高をたしかめなければならぬ。しかもそれを一表にあつめたものが財産目録であり、それを要約したものが貸借対照表であつてみれば、財産法のもとでは、期末の

決算貸借対照表を作成する場合に、正味財産をどのやうに計算、確定するかが、もつとも重要な課題といはなくてはならない。

ところが貸借対照表は正味財産を確定するとはいふものの、貸借対照表だけを問題にするかぎり、そこで行はれる正味財産の確定は、きはめて單純な計算手續にすぎない。といふのは、ここでは實地棚卸によつて作成された財産目録の諸項目を適當に分類・集計して、資産から負債を差引けば、正味財産が自動的に得られるからである。したがつて財産法の計算の重點は、正しくは、財産目録に記載される資産・負債をどのやうに確定するかにあるといふべきであらう。

ドイツの古い貸借対照表論 (Bilanzlehre) では、貸借対照表能力 (Bilanzfähigkeit) / 貸借対照表評價 (Bilanzbewertung) / 貸借対照表分類 (Bilanzgliederung) および配列その他様式に關する事柄が多く取扱はれ、そのなかでも、能力および評價が重要であると考へられてゐたことは周知の事柄である。といふのは、この問題をどう解決するかによつて、貸借対照表が全く異つたものと

なり、貸借対照表計算の結果がいちじるしく異つてくるからに他ならない。これら二つのものなかでも、とりわけ、資産評價が重要視されて、貸借対照表論におけるもつとも重要にしてしかも困難な部分であるといはれ、また従來のこの方面の研究の中心的な部分をなしてゐたといつても過言ではあるまい。しかしそこで取扱はれてゐたのは、決して個々の項目について評定を具體的にどのやうにするかといふ、評價についての具體的な手續ではない。そこではたかだか、評價の基準や最高限度が問題にされたにすぎず、しかもそれは、あくまでも、貸借対照表といふ枠に制約された、特定の目的のための評價の基準や限度であつて、評價一般ではないことは、とくに注意しなければならぬ。

三 眞實性の原則

従來、貸借対照表作成のための指導原理をいはゆる眞實性の原則(Grundsatz der Bilanzwahrheit)にもとめるのが普通である。もつとも、貸借対照表原則としてはこのほかに、明瞭性(Klarheit)、繼續性(Kontinuität)

および單一性(Einheit)の諸原則があげられてゐるが、能力や評價については、これら諸原則のなかでも、とりわけ眞實性の原則を重要視するのが普通である。

貸借対照表眞實性の原則とは、往々にして、貸借対照表は貸借対照表作成日における眞實の財政状態を正しく表示して、いやしくもそれは虚偽架空の表示であつてはならないといふことであると説明される。しかしこれではほとんど同義反覆であつて、實質的には、何も説明したことはないやうである。この原則の内容についての吟味・分析は四以下にゆづることとして、ここではまずこの原則の妥當の範圍もしくは限界について一言しておかう。

實地棚卸を基礎とする、財産法とも實地棚卸法ともよばれる貸借対照表は、期末現在の正味財産を正しく確定することを目的とし、そこでは正味財産の正しい大いさを確定することがたへず念頭におかれてゐるといつていい。しかしここに正味財産額の大いさといつても、二つの意味が考へられる。一つは、正味財産の正確性を保證するために、その計算要素としての資産および負債その

ものの正確性を問題にする場合であり、いま二つは、計算要素としての資産および負債の正確性はともかく、兩數値の差額として計算された正味財産の正確性だけを問題にする立場である。これら二つのものうち、何れをとるかによつて、評價の方法もおのずから異つてくる。

ところが一般に貸借対照表眞實性の原則といふ場合には、それはさきにかかげた第一の意味、すなはち、資産・負債額そのものの正確性を要求するための原則にほかならない。ここでは資産・負債の額が正確であれば、正味資産もおのずから正しくなると考へるのである。ここにこの原則の妥當の限界の存在することを知らなければならぬ。

つぎにこのやうな意味での眞實性の原則について考へてみよう。この原則はまず、企業が所有するすべての資産と負擔するすべての負債を細大もらさず貸借対照表に記載することを要求する。しかしこれは眞實性の原則具現のために最小限度、必要な條件であることはいふまでもない。しかしそれだけでは決して十分であるといふことは出来ない。といふのは、貸借対照表に記載された資

産・負債のなかには、實在しない架空のものが存在する危険性が皆無といふことは出来ないからである。そこでさらに記載された項目はすべて實在するものでなければならなくなつてくる。とすれば、眞實性の原則とは、この意味では、一方では貸借対照表能力に關しての基準であり、他方では、資産・負債を數量的に調査するにあつて遵守すべき基準としての意味をもつといふべきである。

眞實性の原則はまた評價の面にも發現する。ここではそれは各項目は決算日に妥當する客觀的な價值 (altgemeine objektive Wert) をもつて評價して、恣意的な評價であつてはならないととく。しかもその評價額の大小によつて、貸借対照表上の計算、すなはち財産計算も損益計算も大きく影響をうけるのはいふまでもない。ここに眞實性の原則が評價に關する基本的な原則としてとくに重要視されるにいたつた理由がある。

このやうに眞實性の原則とは、能力については企業が所有する資産および負擔する負債の實在性 (real existence) と網羅性 (inclusiveness) を、また評價につい

ては價値の客觀性 (Objektivität) と現在性 (Gegenwärtigkeit) を要請する原則なのである。しかしこれだけでは、能力や評價の問題を十分に解決したことはない。といふのは、實在性や網羅性は資産・負債の雙方に等しく要求されるのか、それとも、何れか一方だけに要求されて、他のものに要求されないのか、また評價は客觀的な價値によるべきであるとしても、それが賣却價値をさすのが、それとも再調達價格をさすのか等の諸問題に對する解決は、眞實性の原則そのものからは、いかにしても得ることが出来ないからである。これらの諸問題を眞實性の原則そのものから解決することが出来ないとするれば、そのための鍵をその外側にある何か他のものに求めなければならぬ。

四 資本方程式の意義

このやうに眞實性の原則を具體的に規定するものを、その外側に求めなければならぬとすれば、それは一體何であり、またどこに求めるべきであらうか。その手掛りは、結論からいへば、貸借對照表の正味財産計算に求

財産法の計算原理

めることが出来る。しかもここに問題の正味財産は、具體的には、通常、資本方程式 (Kapitalgleichung) とよばれるものによつて計算されるのであつてみれば、この方程式のうちに眞實性の内容を解きあかす鍵が存在するものやうである。

資本方程式とは、周知のやうに、 $資産 = 負債 + 資本$ といふ數式をいふ。この數式は正味財産を計算するものとして一般にはいささかの疑問もさしはさまれないで、自明のごとく考へられがちである。しかしよく考へてみるとはなはだ不合理な計算のやうでもある。といふのは、資産から負債を控除するといつても、資産は具體的には種々雑多な物財や權利からなりたつてゐる。ところがそれから控除される負債もまた、内容的には種々様様であり、さらにそれは財産とは全く性質を異にしてゐることはとくに注意すべきである。といふのは、いふまでもなく、一般にあるものが加減されるためには、それらはすべて同質のものでなければならぬはずだからである。ところがこのやうに内容的に全く異つた各種の資産や負債をそれぞれ合計するといふことは一體何を意味

するのであらうか。さらにまた、資産から質の異つた負債を控除するといふことは、はたして論理的に可能なものであらうか。

このやうに資産から負債を差引く正味財産の計算はきはめておかしな計算である。それにもかかはらず、この計算が論理的に成立するとすれば、それは一體どのやうな理由によるのであらうか。資本方程式において、資産から負債を控除するといふのは、決して單なる計算上の手續としてではなくて、それはその背後にある種の經濟的行爲を豫定してのことである。このことは一般的にいつて、會計上の數値は決して單なる抽象的なものではなくて、たへずある經濟的な意味をもち、またあたへられてゐることからもあきらかである。ここに當面の問題である資産から負債を控除するといふのも、企業が所有する財産をもつて、企業が負擔する債務を辨濟することを意味する。すなはち、ここで資産から負債を差引くといふのは、實は資産をもつて債務を返すといふことにほかならない。したがつて、資本方程式といふのは、實は債務を返済したとすれば、資産はいくら残るかといふこと

を示す計算なのである。したがつて事業年度末に、企業がこのやうな計算を行ふのは、年度末に企業が所有する財産をもつて債務を返済した結果をあきらかにすることであつてみれば、これは企業の解散を前提とする計算であるといひうるであらう。現實の企業は、いはゆる繼續企業として、將來に向つて活動をつづけるであらう。その場合、かりに企業を解散するとして負債を完済した場合に企業主に歸屬する財産の額を示すものが資本方程式にほかならない。とすれば、貸借對照表原則が眞實性の原則の支配をうけるとしても、そこにはゆる眞實とは、このやうにかぎられた意味のものとしてこれを受取らなければならぬ。したがつてさきにのべたやうに、貸借對照表項目について實在性と網羅性が要請され、また財産評價について客觀性と現在性が要求されるとしても、それらはすべて、資本方程式が立脚してゐるこのやうな基本的な立場もしくはそれが豫定する根本的思考、またはそのやうなものに制約され、特徴づけられた意味での眞實性との關連において具體的に理解しなければならなくなつてくる。

五 賣却價值基準

それではこのやうな觀點から、貸借對照表價值は如何にあるべきであらうか。さきにのべたやうに、眞實性の原則は評價については、價値の現在性と客觀性といふかたちをとつてあらはれる。ここに現在の價値といふのは、いふまでもなく、貸借對照表作成日の價値といふことで、時價 (Tageswert) がこれに相當する。時價に對立するものは、いふまでもなく原價 (Anschaffungswert) である。すなはち財産を取得したときの價格である。ところがこれも貸借對照表作成日から過去の價値であつてみれば、資本方程式の豫定する企業の即時的解散の假定とは相容れず、したがつてこのためには全く無意味であるといはなければならぬ。

ところが現在性の意味するものがこのやうに時價であるとしても、それはどのやうな時價であるかが次に問題になる。それが個人的な評定價值 (individuelle Bewertungswert) ではなくて、市場に成立する價格であるべきである。といふのは、さきにのべたやうに、眞實性の

財産法の計算原理

原則は評價について客觀性を要求するからにはほかならない。しかし周知のやうに、客觀的な市場價格にも二つのものがある。販賣市場における販賣價格すなはち賣却價値 (Veräußerungswert) と、買入市場における價格すなはち再買價値 (Wiederbeschaffungswert) とがこれである。このうち再買價値が資本方程式の計算に妥當しないのはいふまでもない。といふのは、資本方程式は、屢々のべたやうに、企業の終結もしくは解散を前提とするものであるのに對して、再買價値はむしろ、企業の設立もしくは開始を前提とする評價だからである。したがつて資本方程式、したがつてまた正味財産計算における財産評價は當然に賣却價値を基準として行はなければならなくなつてくる。ところがひとしく賣却價値といつても、これにも二つの異つたものを考へることが出来る。

一つは通常の經營過程における販賣價格であり、いま一つはこれとは別に、強制的な換貨處分を行つた場合の賣却價格である。資本方程式が企業の即時的解散を前提とするものであつてみれば、これら二つの基準のうち、後者が資本方程式の思想に適合した評價基準といふべきで

ある。この場合、かりに資産が貸借対照表において、流動資産と固定資産とに分類されてゐるとしても、このやうな考へ方のもとでは、それによつて評價基準はいささかも左右されない。といふのは、そこではすべてのものは企業の解散を前提として、一率に賣却價值をもつて評價されるからにはかならないからである。元來、流動・固定の別は、企業の繼續を前提としてはじめて意味をもち、それを豫定して行はれる分類であつて、解散の場合には全く問題にはならないことは注意すべきである。

このやうに企業の解散を假定して、財産を賣却價值で評價するといふ條件のもとでは、資本方程式による正味財産計算は矛盾なく成立するやうに思はれる。このやうにしてはじめて、財産から負債といふ異質的なものを差引くといふ計算は論理的に可能になる。といふのは、この計算のもとでの財産の額は、すべての企業財産を換金すれば得られるであらう貨幣額を示し、これに對して負債の額は債務辨済のために支拂はるべき貨幣額を示し、したがつてその差額としての正味財産は、負債完辨の後になほ企業に残存する現金を、高にほかならない。このや

うにして、資本方程式による正味財産の計算は、表面的には種々の形態を異にした財産を合計して、それから負債を控除する計算のやうに見えるけれども、實質的には、貨幣をもつて統一された計算である。この計算では、財産の具體的な形態を通じてその背後に換金によつて得られる貨幣が考へられてゐる。したがつてここでは財産は物財もしくは權利としてではなくて、債務辨済のための貨幣として考へられてゐる。

財産評價に關するいはゆる原價主義もまた、財産をもつて貨幣の變形物と考へ、そこでも物財もまた貨幣であると考へられる。このやうに財産を通じて貨幣を考へる點においては原價主義も賣却價值基準も全くおなじである。ところが一はそのなかに投ぜられた貨幣を考へ、他はそれから得らるべき貨幣を考へる。いつてみれば一は過去の貨幣として、他は現在の貨幣として資産を考へ、兩者の間にはある同一性が存在しながらも、他面、大きな差異のあることは注意すべきである。いふまでもなく、財産に投下された貨幣量は債務辨済能力の大きさは必ずしも關係はない。高い原價の財産は高い賣却價值

を約束するとはかぎらない。正味財産の計算にあつて、原價主義もまた、財産を通じて貨幣をみるといふただそれだけの理由で、財産を原價で評價していいといふことにはならない。ここで重要なのは、財産を通じて得られる貨幣額なのである。

六 資産の實在性と負債の網羅性

眞實性の原則がその根柢に豫定してゐる資本方程式によつて計算される正味財産の額にもつとも大きな關心をもつのは債権者である。このことは物的會社、とくに株式會社企業の出現によつてますます重要性を加へて來る。といふのは、彼等債権者の物的擔保たり得るものは、會社財産だけにかぎられるからである。債権者は債務者の財政状態、具體的には支拂能力の有無およびその程度を知るために、債務者に對して貸借對照表の提出を要求し、またこれを何らかの形で一般に公告するのが取引の安全をはかる上での一つの有力な手段である。この場合、貸借對照表は、債務者自身にとつて有利なやうに作成される傾向がないではない。いはゆるウインドウ・

ドレッシング (window-dressing) がこれである。正味財産が大きいほど企業の財政状態が堅實であり、債権者の安心を勝ち得ることになるからである。そこで債務者の側では資産はできるだけ多く、負債はこれとは逆に少く記載しがちである。このかぎりでは、眞實性の原則は決して、網羅性と實在性とを資産と負債に無差別に要求するのではない。

負債に對してとくに實在性を要求する必要はない。といふのは、正味財産をなるべく多くみせかけやうとする債務者にとつては、存在しない債務までも記載することは考へることは出来ないからである。したがつて負債については、網羅性がよく要求されなければならない。存在する負債の一部もしくは全部を記載しないことによつて、正味財産を事實より大きく示すことは往々にして行はれがちであるからである。したがつて眞實性の原則は、負債の場合には、企業が負擔するすべてのものを細大もらさず記載することを要求する。帳簿にすでに記載されてゐるものは勿論、帳簿に記載されてゐないものをも調べあげて、そのやうなものをもすべて記載しなければ

ばならなくなる。

ところが資産の場合にはこれとは逆に、存在するものをもらすことは到底考へられないので、ここでは網羅性をことさら要求する必要はない。この場合には、それよりはむしろ存在しないものまでも記載して正味財産を事實よりもよりよく示さんとする危険が多分にあるので、ここでは實在性がつよく要求されなければならない。したがつてここではその関係は負債の場合とは全く逆になる。しかしここに實在するといふのは、決して有形物もしくは目にみえるもの (tangible) である必要はない。無形のものであつても、債務辨済のために役立ち得るものであれば十分である。したがつて帳簿に資産として計上されてゐるものであつても、換金價值 (Realizations-net) をもたないものは資産からは除外され、それとは逆に、簿外資産であつても、換金性をもつものは復活して資産とすべきである。すなはちここにいふところの實在性とは換金性によつて限定されてゐるといふべきである。したがつてこのやうな立場からは、前拂費用や繰延資産のうちの多くのものは貸借対照表能力をもたないこ

とになる。といふのは、それらのものはたんに換金價值をもたないといふただそれだけの理由からだけではなく、そのやうなものに貸借対照表能力が附與されるのは資本方程式の豫定する企業の解散とは反對の、企業繼續を前提としてのことだからである。

このやうに資産の實在性はその換金性によつて限定されるとはいへ、その資産がどの程度債務辨済のために役立つ得るかは正確に測定することは不可能もしくは困難にちかひ。したがつてこの場合には、その價値をなるべく内輪に判定することが認められてゐる。資産については過大な見積よりは過少な見積りが尊重され、また負債については即時支拂を考へながらその現價 (present value) にまらずに、契約金額だけが問題とされるのは、そのやうにして作成された貸借対照表は、よけれどもわるからぬ (not worse but better) ものとして債権者から尊重され、また最大の負債・最小の資産 (maximum liabilities and minimum assets) を欲する債権者の要請と一致するからである。これが保守主義 (conservatism) もしくは安全性の原則 (Grundsatz der Vorsicht) と

よばれるものにほかならない。眞實性の原則はこの點においても制約されることになるのである。

七 ドイツ商法の評價規定

上にのべたやうな資本計算の原則は、債権者保護もしくは支拂能力測定といふ立場からする貸借對照表作成原則であつて、今日のわれわれの眼からみれば、會計實務を全く無視したもののやうでもある。しかしかつて普通ドイツ商法が制定された當初、多くの法律家によつて代表された典型的な評價學說のなかにその一端を見出すことが出来る。このやうな立場にある人々は、貸借對照表は現實の財産狀態の客觀的眞實性 (objektive Wahrheit) を表示すべきものであるとして、商法の評價規定は眞實の價值として販賣時價を指定してゐると解すべきであるといふのである。これがドイツの貸借對照表論における最初の評價論であり、客觀價值說 (Objektivwerttheorie) の名をもつてよばれるのが普通である。このやうな立場をもつともはつきりあらはすものとして、よく一八七三年一月三日のドイツ高等商事裁判所の判決が引合

財産法の計算原理

ひに出される。これは、「貸借對照表に妥當するものとして決定せらるべき現在價值 (gegenwärtiger Wert) は、如何なる場合にも、恣意的にして主觀的な測定もしくは單なる思惑のみに歸すべき價值見積にあらずして、一般的な交通價值 (der allgemeine Verkehrswert) と解すべきである。蓋し貸借對照表は現實の財政狀態の客觀的眞實性に一致すべきだからである。かくて財産構成部分 (積極および消極) にして市場價格または取引所價格を有するものは、原則として、それより生ずる價值をもつて貸借對照表に記載すべきであり、それ以外の財産構成部分の現實の客觀的價值はその他の方法で決定さるべきである。」といふのである。

このやうに賣却價值基準はドイツの貸借對照表論の成立當初において法律家の間で支配的勢力をもつた學說であつて、そこではそのやうな評價基準は、眞實性の原則が資本方程式と結合されつつ規定された貸借對照表作成原則の中心部分をなしてゐる。かのシュマーレンバッハが靜態論と稱してするどく排撃した貸借對照表論は、主として、このやうな評價原則とその背後にある貸借對照

表目的および本質観なのである。

(1) Passow, R., Die Bilanzen der privaten und öffentlichen Unternehmen, Bd. I, 3. Aufl. Leipzig 1920, S. 88, ann. 3. の引用による。

八 資本計算原則の損益計算への適用

さきによつたやうな資本方程式を基礎におく貸借対照表作成原則は、屢々のべたやうに、債権者の立場から支拂能力を測定するために要求される資本計算に関する原則であるが、それがそのまま財産法の損益計算にもちこまれた。そこではこのやうな資本計算原則によつて正味財産を決定することがやがて正しい損益を決定する所以であると考へられるにいたつたからである。もつとも客観價值説を主張する法律家達は、表立つてこの點には觸れてはゐないやうである。しかしこれが決算貸借対照表の評價基準である以上、このことは當然に貸借対照表的損益計算 (bilanzmässige Erfolgsrechnung) を拘束することになり、彼等が意識すると否とにかかはらず、このことは暗黙のうちに承認されてゐたと解すべきであら

う。なるほど、資本計算原則をそのまま損益計算へ持ち込んで、それに適用することは、一見、きはめて無謀な飛躍であるやうにも思はれる。といふのは、資本計算と損益計算とはまるでディメンジョンを異にする二つの計算のやうに見えるからである。したがつて客観價值論者は財産評價だけを問題にして、決算貸借対照表の損益計算機能を全く無視したか、または見落したのではないかと疑はれるかも知れない。しかし資本計算原則を損益計算に適用することには一應の論據が認められる。實際上は、いろいろ困難な問題をともなふことも豫期されないわけではないが、理論的にはこれら兩計算は必ずしも結びつかないことない。それは次のやうな論理にもとづくのである。

資産から負債を控除して正味財産を計算し、それからさらに元入資本を差引いて損益を計算するといふことは、企業の所有する資産のうちから負債を償還し、さらに元入資本を拂戻してもなほ純益として資産がこれだけ残るといふことである。したがつてこの關係を逆にいへば、純益に相當する資産を配當その他の形で企業外に流

出して、なほ、負債の償還および元入資本の拂戻しに十分な資産が確保されることになり、債権者、出資者の利益を害することにはならない。すなはち、そこでは資本と純益とは完全に分離されるのである。したがつて貸借対照表によつて正味財産を計算することは、そのまま正しい損益を計算することになるのである。

このやうな考へ方は今日でも會計學のなかにその痕跡をとどめてゐる。しかし會計學成立の初期にはひろく一般に行はれてゐたもののやうである。すなはち、イギリスでは一八六〇年代から七〇年代にかけて株式會社の利益配當をめぐる夥しい訴訟が提起されたが、裁判所の損益計算方式に關する判決のなかに、この考へ方が明瞭にあらはれてゐる。たとへば、リトルトンによれば、一八六六年の *Binney v. Ince Hall Coal and Cannell Co.* 事件の判決は、二年前に出來た會社の定款の規定をそのまま取入れて、損益計算の方法を次のやうにのべてゐる。すなはち、「まず第一に實地棚卸を行つて會社が所有する資産はすべて價值を附し、これからすべての負債（この負債には、醸出資本の額 *the amount of contributed*

capital）を含む。）を控除することによつて、資本を補償すべきである。しかる後、總收入 *(the gross receipts)* があれば、これを純益 *(net profit)* とする。」と。また他の事件、すなわち *Halby* 事件の判決において取締役の「報告書」*(directors' reports)* を以て貸借対照表に代へることの出來ないことを主張して、「定款のこの條項の）目的は、一方に會社の資産とその價值を、他方に會社の負債を示すために、貸借対照表を作成せしめることである。蓋し、利益の有無に關する合理的な結論は、貸借対照表からのみ、引出すことが出來るからである。」とつてゐる。このやうな判決を引用したのち、これらをもふくめて十九世紀中葉における損益計算の方式に關係ある判決を概観して、リトルトンは次のやうにのべてゐる。すなはち、「十九世紀中頃の判決にあらはれたこれらの見解は、興味ある會計問題にふれてゐる。注意をひく第一の點は、『純益』*(“net revenue” or “net profit”)* の計算に貸借対照表を用ひることである。ここに示される純益の概念は、會社の最終的清算および終結 *(the final liquidation and winding-up)*

と結び付いてゐる。すなはち、そこでは純益とは、資産をもつて債務を辨済し、かつ資本を拂戻した後にのこる残余財産からなるといふことになる。」と。

このやうに今日ではきはめて不合理であると思はれる資本計算の原則は、十九世紀後半において、ドイツでは意識しないままに、イギリスでは意識的に、現實に損益計算に適用されたのである。しかもそれが法律家もしくは判決によつて支持されてゐたのは、資本計算の原則が債務者保護の思考をその根柢にもつてゐることから當然のことといふべきである。

このやうに、資本方程式はたんに簿記學上において意味を有するばかりではなく、さらに會計理論の内容をも制約することになるのである。

- (1) Littleton, A. C., *Accounting Evolution to 1900*. New York 1933, p. 216.
- (2) Littleton, A. C., *op. cit.*, p. 216.
- (3) Littleton, A. C., *op. cit.*, p. 216.

九 再買價值基準

決算日における企業の一時的解散を前提とする再買價值とは、いふまでもなく、通常の營業過程における販賣價格ではなくて、即時處分價值にほかならない。したがつてこのやうな評價基準によるかぎり、棚卸資産は通常の販賣價格よりも著るしく低くなり、固定資産のなかには零になるものもあり、零にならないまでも、捨値同様に、債権も低評價になる。したがつてそのやうな評價基準によるかぎり、莫大な評價損の發生はまぬがれることは出来ない。この基準は使用を目的とする固定資産についてとくに不適當であり、これを基準として算定される支拂能力も、繼續企業の立場からはきはめて不合理なものであるといはなければならぬ。

それでは眞實性の原則の要求する客觀性と現在性を失はず、換言すれば、現在の交換價值であつてしかもなほ、賣却價值の場合のやうな不當な評價損の計上を回避し得るやうな評價基準は存在しないであらうか。そのやうなものがあるとすれば、少くとも繼續企業には賣却價值基準よりもよりよく妥當するのはいふまでもない。企業にとつて、決算日に妥當する現在の客觀的價值は決して賣

却價値だけではない。このほかに買入価格がある。時價は販賣市場のみならず、仕入市場においても成立する。仕入市場における再買價値もしくは再調達價値によつて評價すれば、賣却價値の場合のやうな不當な評價損の計上を排除することが出来る。ところがここにはゆるる再買價値とは、いふまでもなく、現在企業が所有するものと同一の資産を購入すると假定した場合に支拂ふべき價格であつてみれば、これは、通常、企業の合併・買収等のいはゆる企業評價の場合に、収益還元價値 (Earningswert) とならんで用ひられる基準なのである。賣却價値基準の缺陷にかんがみて、價値の客観性と現在の觀點から、これを貸借對照表評價に用ひることが考へられる。したがつて、この基準によつて資産を評價して貸借對照表を作成するとすれば、その場合の貸借對照表は債務辨濟後の殘餘財産としての資本計算ではなくて、企業再建のための必要資本を計算することになる。かくて資産評價にあつて賣却價値にかはつて再買價値を用ひるとすれば、ひとしく貸借對照表と稱しつゝも質的には全く變つたものとなることに注意しなければならぬ。すなは

財産法の計算原理

ち、ここではまず現在の企業と質・量ともに全く同じものを、今あらたに設立するとすれば、資産の調達にあつて幾何の資金を必要とするかを計算し、ついでそれを自己資本および他人資本として、幾何ずつ調達すべきかを決定する。そのやうな所要資金の一部のうち幾何をそれぞれ自己資本および他人資本をもつて調達すべきかは、金融市場その他各般の事情によつて決定されるのはいふまでもない。したがつてそのやうな貸借對照表はもはや資本方程式を基礎としたものではなくて、資本の使途と調達の關係を對照する、いはゆる貸借對照表方程式 (Bilanzgleichung) をその根柢におくことになる。

それではこのやうな價値基準は損益計算にどのやうな影響を與へるのであらうか。買入市場價格に變動のあるかぎり、この基準のもとでは、未實現損益の計上されることはまぬがれない。損益計算からこのやうな未實現損益を排除して、實現損益と未實現損益との混同を防止せんとする試みが、コフエロやシュミット達の再買價値論者によつて行はれてゐる。コフエロは未實現利益 (nicht realisierter Gewinn) を實現利益 (realisierter Gew-

inn)と區別して表示し、また未實現損失 (nicht realisierter Verlust) を實現利益から控除して示す形式で表示することによつて、實現利益と未實現利益とを表示によつて區別しやうとしてゐる。これに對してシュミットは未實現損益を資本の評價勘定である價值修正勘定 (Wertberichtigungskonto) または價值變動勘定 (Wertänderungskonto) に記入することを主張する。すでにのべたやうに、資産の再買價値とは企業新設の所要資金額を示すものであり、それによつて資産を計上する貸借對照表は開始貸借對照表である。ここでは營業はまだ開始されず、これから開始されるのである。營業開始以前に損益はない。したがつてその評價額と帳簿價額との差額は損益ではなくて、それは企業新設のために現在の資本への追加もしくはそれから引上ぐべき資本の額を意味する。したがつてそれは損益としてではなくて、資本として示さるべき性質のものである。そのかぎりでは、コフエロよりはシュミットのやうに資本として計上するものが正しいといふべきであらう。

しかしこのやうな再買價値基準は具體的な適用にあた

つていろいろの困難に遭遇する。このことは固定資産の場合にはとくに顯著である。たとへば再買價値論者のシュミットは期末の再買時價もしくは再生産原價から減價償却額を控除して貸借對照表價額とする。しかし規模の巨大な企業のもとでは、設備や機械等の固定資産は莫大な數にのほり、さらにその内容が複雑多岐にわたるので、そのやうなものについて、毎期末に再建設原價を計算しなほすといふことは不可能に近い。そこで取得原價を一般物價指數で換算して、それをもとにして減價償却費を計算しなほす方法も考へられる。⁽³⁾しかしこれは再買價値基準とは根本的に異なるものなのである。一つは帳簿價額を全くはなれた數値によつて計算されるのに對して、他は帳簿數値を基礎にして、それを修正して得られたものを用ひる、いはゆる修正原價基準の一種であつてみれば、兩者は本質的に全く異なるものなのである。また再買價値を基礎とした固定資産の評價額は、一應、貸借對照表作成日の時價を基準として算定されたものであつてみれば、嚴密な意味ではないにしても、一應、現在性をもつものと考へることが出来るとしても、それをもつてはた

して客観的な価値といひ得るか否かは疑問である。といふのは、どのやうな償却方法を用ひるかによつて貸借対照表価値が異り、しかもどの方法が正しいものであるかは誰も斷定することは出来ないからである。

このやうに再買価値、したがつてまた、貸借対照表方式に立脚する貸借対照表は、賣却価値もしくは資本方式をその背後に豫定する貸借対照表とともに、決算貸借対照表もしくは貸借対照表的損益計算のためには、全く不適当なものといはなければならぬ。しかしこのことははじめからあきらかである。といふのは、賣却価値による貸借対照表は企業解散を前提とする清算貸借対照表であり、また再買価値による貸借対照表は、企業の開始を前提とする開始貸借対照表であつてみれば、賣却価値もしくは再買価値を決算時の資産評價に用ひるといふことは、清算貸借対照表または開始貸借対照表の基準を清算貸借対照表に準用することを意味し、したがつてそれは清算もしくは開始貸借対照表をもつて決算貸借対照表とみなさんとする立場でもある。しかし、いふまでもなく、清算はもとより、開業もまた、決算とは全くその

會計上の性格を異にするからである。

そこで資産の一部、具體的には、固定資産について取得価額から減價償却費を控除して繰越價額を決定せんとする方法があらはれてくる。しかし取得價額といふのが現在のものではなくて、過去のものであり、また償却費計算にあつて各種の見積が必然的に介入するのであつてみれば、その結果得られるものは、客観的なものではなくて、主観的なものといはなければならぬ。シ
 * フラーやジモンの主観價值説 (Subjektivertheorie) やレーム||シュタウプの營業價值説 (Geschäftsvertheorie) はともに資産の二分説をとへることによつて、當時會計實務として行はれてゐた取得原價基準の妥當性を理論づけんとしたものであることは周知のとほりである。

それではこのやうな過去のにして主観的な價值基準を財産法の基底をなす正味財産の計算にもちこむこと、あるひはそのやうにして行はれる貸借対照表的損益計算はいかなる意味と性格をもつものなのであらうか。その展開は他の機會にゆずることにして、ひとまず、稿を結ぶ

リリリリリ。

(1) Kovero, I., Die Bewertung der Vermögensgegenstände in den Jahresbilanzen der privaten Unt-
ernehmung, Berlin 1912, S. 163. ff.

(2) Schmidt, F., Die organische Tazewertbilanz, 3.
Auf., Leipzig 1929, SS. 69—75.
(3) Schmidt, F., a. a. O. SS. 85—90.